

○竹原市重度障害者医療費支給条例

昭和48年10月1日条例第61号

改正

昭和49年10月1日条例第38号
昭和51年10月12日条例第30号
昭和59年7月5日条例第29号
昭和59年9月30日条例第36号
昭和60年2月1日条例第8号
平成6年9月22日条例第27号
平成7年3月27日条例第19号
平成10年7月1日条例第14号
平成11年3月23日条例第1号
平成12年3月17日条例第9号
平成12年12月25日条例第24号
平成14年9月30日条例第29号
平成15年12月24日条例第29号
平成18年3月22日条例第9号
平成18年9月26日条例第25号
平成20年3月24日条例第11号

竹原市重度障害者医療費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者に対し、医療費の一部を支給することにより、保健の向上に寄与し、もって重度障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(受給資格)

第3条 この条例により、医療費の支給を受けることのできる者（以下「受給資格者」という。）は、竹原市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者（同法第116条の2に規定する病院、その他の施設への入院、入所等により、竹原市の区域外に住所を有することとなつた者を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者（同法第55条に規定する病院等への入院等により、広島県の区域外に住所を有することとなつた者を含む。）又は、社会保険各法の被保険者若しくは被扶養者である者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級、2級又は3級である者
 - (2) 「知的障害者に対する療育手帳交付の実施について（昭和49年1月30日福祉第308号広島県民生部長通知）」により、療育手帳の交付を受けている者で、当該療育手帳に記載されている障害の程度が、A又はであるもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず受給資格者としなない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により医療の給付（ただし、障害児施設医療を除く。）を受けることができる者
 - (3) 国民健康保険法の被保険者で、同法第116条の2に規定する病院、その他の施設への入院、入所等により、竹原市の区域内に住所を有することとなつた者
 - (4) 高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者で、同法第55条に規定する病院等への入院等

により、竹原市の区域内に住所を有することとなつた者

(5) 65歳以上75歳未満の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の障害の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの

(6) その者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧施行令」という。）第6条の4第1項に規定する額を超える者

(7) その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又はその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第2条第2項に規定する額以上である者

3 前項に定める所得は、旧施行令第6条に定める所得とし、同項に規定する所得の額は、旧施行令第6条の2に規定する計算方法により算定した額とする。

（受給資格の認定）

第4条 重度障害者医療費（以下「医療費」という。）の支給を受けようとする者若しくは保護者は、あらかじめ受給資格につき市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により認定をしたときは、当該重度障害者（以下「受給者」という。）に対して重度障害者医療費受給者証を交付し、認定しなかつたときは、理由を付してその旨通知するものとする。

（給付の額）

第5条 市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その者に対してその満たない額に相当する額から次の各号に定める額を控除した額を医療費として支給する。

(1) 国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合には、国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付相当額

(2) 入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費又は入院時生活療養費の給付に関する食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する額

(3) 次条の規定による一部負担金相当額

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法の療養に要する費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の場合は療養の給付に関する基準）により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（一部負担金）

第6条 受給者は、保険医療機関等について医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下同じ。）ごとに1日につき200円（国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が200円に満たない場合は当該満たない額。第3項において同じ。）を、一部負担金として支払うものとする。ただし、受給者が保険医療機関等において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方せんにより保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。

2 受給者は、同一の月に同一の保険医療機関等において前項の一部負担金の支払を、次の各号の

区分に従い、当該各号に規定する回数行つたときは、同項の規定にかかわらず、同項の一部負担金は、その月のその後の期間内に当該保険医療機関等において医療又は指定訪問看護を受ける際、支払うことを要しない。

(1) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合
14回

(2) 前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合 4回

3 受給者は、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師による施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき200円を、一部負担金として支払うものとする。ただし、同一の月に同一の施術所において一部負担金の支払を4回行つたときは、その月のその後の期間内に当該施術所において施術を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。

(支給の方法)

第7条 受給者が、健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護を行う事業所（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、市長は、医療費として受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、受給者に代り当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあつたときは、受給者に対し、医療費の支給があつたものとみなす。

3 受給者が保険医療機関等で医療を受けた場合において、当該医療費を直接保険医療機関等に支払つたときは、医療費の支給は第1項の規定にかかわらず受給者の請求に基づいて行う。

(医療費の支給制限等)

第8条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し、損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち医療費支給額に相当する給付があると認められるときは、その限度において医療費支給額の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した医療費支給額に相当する金額を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 医療の支給を受ける権利は、譲渡し又は担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

2 竹原市心身障害者医療費助成条例（昭和48年条例第35号）は廃止する。

附 則（昭和49年10月1日条例第38号）

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和51年10月12日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年7月5日条例第29号）

この条例は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則（昭和59年9月30日条例第36号）

1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の重度障害者医療費支給条例による医療費助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年2月1日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則（平成6年9月22日条例第27号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月27日条例第19号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年7月1日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月23日条例第1号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年 3 月17日 条例第 9 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年12月25日 条例第24号）

この条例は、平成13年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条及び第 2 条中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改めることに関する部分は、同年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成14年 9 月30日 条例第29号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年10月 1 日から施行する。
- 3 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の竹原市老人医療費助成条例及び竹原市重度障害者医療費支給条例による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成15年12月24日 条例第29号）

- 1 この条例は、平成16年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の竹原市重度障害者医療費支給条例第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 3 月22日 条例第 9 号）

- 1 この条例は、平成18年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の竹原市重度障害者医療費支給条例（以下「新条例」という。）第 5 条及び第 6 条の規定は、平成18年 8 月 1 日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る医療費の給付については、なお従前の例による。
- 3 平成18年 8 月 1 日から平成20年 7 月31日までの間における新条例第 6 条の規定の適用については、同条中「200円」とあるのは「100円」と読み替えるものとする。

附 則（平成18年 9 月26日 条例第25号）

- 1 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の（中略）竹原市重度障害者医療費支給条例（中略）による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3 月24日 条例第11号）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の竹原市重度障害者医療費支給条例による医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から平成20年 7 月31日までの間、改正後の竹原市重度障害者医療費支給条例第 3 条の規定の適用については、平成20年 3 月31日において竹原市重度障害者医療費支給条例に基づく医療費の支給を受けることができることを証する書面（次項において「受給者証」という。）の交付を受けている者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者であって、同法第116条の 2 に規定する病院等への入院等により、竹原市の区域外に住所を有するものに限る。）であって、この条例の施行の日以後高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者となったものは、国民健康保険法の被保険者とみなす。
- 4 この条例の施行の日から平成20年 7 月31日までの間、平成20年 3 月31日において受給者証の交付を受けている者については、改正後の竹原市重度障害者医療費支給条例第 3 条第 2 項第 5 号の規定は、適用しない。

○竹原市重度障害者医療費支給条例施行規則
昭和48年10月1日規則第38号
改正

昭和49年10月1日規則第30号
昭和59年7月5日規則第11号
昭和60年2月1日規則第5号
平成10年3月30日規則第5号
平成11年4月1日規則第17号
平成12年3月31日規則第2号
平成13年6月29日規則第22号
平成24年7月31日規則第26号
平成27年12月28日規則第26号
平成28年3月31日規則第22号

竹原市重度障害者医療費支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、竹原市重度障害者医療費支給条例（昭和48年条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるものとする。

(受給者証の交付申請)

第3条 条例第4条の規定により、受給資格の認定を受けようとする者は、重度障害者医療費受給者証交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) その者及びその者の扶養義務者等（条例第3条第2項第7号に規定する者をいう。）の前年の所得の額（これらの者が旧施行令（同項第6号に規定する旧施行令をいう。）第6条の2第2項第1号から第3号までの規定に該当するときは、前年の所得の額及び当該各号に掲げる額）並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数を明らかにすることができる市町村長の証明書

(2) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の申請が1月から7月までの間に受けた医療に係るものであるときは、同項第1号中「前年」とあるのは、「前々年」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の規定により申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(認定並びに登録及び受給者証の交付)

第4条 市長は、条例第4条の規定により、受給資格があると認定したときは、当該受給者の登録を行い、重度障害者医療費受給者証（様式第2号）（以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

(認定却下)

第5条 市長は、条例第4条の規定により、受給資格がないと認めたときは、その理由を付して重度障害者医療費受給者資格認定却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知しなければならない。

(保険医療機関等の費用の支払請求)

第6条 保険医療機関等は、条例第5条及び第6条第1項の規定により医療を受けた者が当該保険医療機関等に支払うべき費用の額を、市長に請求しようとするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 保険医療機関等（指定訪問看護事業者を除く。）が請求する場合 福祉医療費請求書（様式第4号）

(2) 指定訪問看護事業者が請求する場合 福祉医療費請求書（老人訪問看護療養費又は訪問看護療養費）（様式第4号の2）

(医療費の交付申請)

第7条 条例第5条及び第6条第3項の規定による医療費の支給を受けようとする者は、重度障害者医療費支給申請書（様式第5号）により申請しなければならない。

(支給額の決定)

第8条 市長は、受給者から前条の規定による交付申請があつたときは、支給額を決定し、重度障害者医療費助成金支払通知書(様式第6号)により受給者に通知する。

(受給者証の更新申請等)

第9条 受給者は、受給者証の更新を申請しようとするときは、毎年7月1日から同月31日までの間に、様式第1号の申請書に第3条第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該申請書及び当該書類の提出を省略させることができる。

3 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を直ちに市長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第10条 受給者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに重度障害者医療費受給者証記載事項変更届(様式第7号)に受給者証を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 受給者証の記載事項に変更を生じたとき

(2) 受給者の疾病又は負傷について、条例第5条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合に変更を生じたとき、当該保険者若しくは共済組合の名称若しくはその事務所の所在地に変更を生じたとき、又は当該医療の給付の内容に変更を生じたとき

(3) 社会保険各法の規定による被扶養者である受給者にあつては、その者が被保険者若しくは組合員となるに至つたとき、受給者が被扶養者となつている被保険者若しくは組合員の住所、氏名若しくは被保険者証若しくは組合員証の記号に変更を生じたとき

(4) 国民健康保険法に規定する被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員に変更を生じたとき、又は被保険者証の記号番号に変更を生じたとき

(受給者証の再交付申請)

第11条 受給者は、受給者証をき損、汚損、又は喪失したときは、重度障害者医療費受給者証再交付申請書(様式第8号)により、市長に再交付を申請することができる。

(受給資格の喪失及び返還)

第12条 受給者は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 受給者が死亡したとき

(2) 受給者の居住所を竹原市の区域外に変更したとき

(3) 受給者が生活保護法その他の法律で特別の給付を受けるに至つたとき

2 前項の規定により、受給者が受給資格を喪失したときは、受給者又は保護者あるいは戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は14日以内に重度障害者医療費受給資格喪失届(様式第9号)により届出をし、受給者証を返還しなければならない。

(第三者の行為による被害の届出)

第13条 医療費の支給事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、医療費の支給を受け、又は受けようとする者はその事実、当該第三者の氏名及び住所(氏名又は住所が明らかでないときはその旨)並びに被害の状況を直ちに市長に届出なければならない。

(親権者又は後見人の申請等)

第14条 第3条、第7条及び第9条から前条までに規定する申請又は届出の手続は、対象者若しくは受給者が15歳未満であるとき、その他申請又は届出の手続をする能力を有しない者であるとき、その者に代つて、その親権を行う者又は後見人(事実上後見人の職務を行つている者を含む。)が行うものとする。

(口頭による申請等)

第15条 市長は、第3条から第12条までに規定する申請書又は届書を作成することができない特別な事情があると認めるときは、申請者又は届出人の口頭による陳述を当該職員に聴取させた上で、必要な措置をとることによつて、当該申請書又は届書の受理にかえることができる。

2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の申請書又は届書の様式に従つて聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに記名押印しなければならない

い。

(医療費に関する処分の通知)

第16条 市長は、医療費の支給に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を受給者に通知しなければならない。この場合において、医療費の全部又は一部につき不支給の処分をしたときは、その理由を付記しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和48年10月1日から施行する。
- 2 竹原市心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年規則第11号）は、廃止する。

附 則（昭和49年10月1日規則第30号）

この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和59年7月5日規則第11号）

この規則は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則（昭和60年2月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則（平成10年3月30日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成9年9月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 平成9年9月1日前行われたこの規則による改正前の医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成11年4月1日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第2号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月29日規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年8月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行前に現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成24年7月31日規則第26号）

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第26号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第22号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式（省略）